

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年5月19日

光市監査委員 松 本 利 幸

同 河 村 龍 男

令和 3 年度

定期 監査 報告 書

光市 監査 委員



## 定期監査の結果報告

### 1 光市監査委員監査基準への準拠

令和3年度の定期監査は、光市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

### 3 監査の実施期間

令和3年11月29日から令和4年4月22日まで。

### 4 監査の対象

#### (1) 市長部局

- ア 市民部 地域づくり推進課
- イ 福祉保健部 福祉総務課、子ども家庭課、健康増進課
- ウ 経済部 農林水産課、公共交通政策課
- エ 建設部 建築住宅課

#### (2) 教育委員会

- ア 文化・社会教育課
- イ 体育課

### 5 監査の実施内容

使用料は、地方自治法第225条を根拠に、行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、条例の定めるところに従い徴収されるもので、貴重な自主財源のひとつである。

今年度の監査では、歳入科目が「使用料及び手数料」のうち使用料に係る一連の事務処理等が関係法令等に基づき適正になされているかなどについて検証しながら今後の適正な事務の執行に資することを目的として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ5事業を選定し、所管課から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取して実施した。

併せて、平成23年度に実施した定期監査（使用料収入）の指摘事項に対す

る是正、改善状況についても、資料提出及び実地検査による確認・検証を行った。

## 6 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は、法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 係数に違算はないか。特に、各種証拠書類等の計数は符合しているか。
- (4) 各種書類の整備記帳、証拠書類の整理保存等は適切に行われているか。
- (5) 徴収又は収納事務は適正に行われているか。

## 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、次の事項については検討又は改善されるよう要望する。

### (1) 公営住宅使用料の債権管理について

住宅使用料の過年度未収分のうち、時効期間が経過していても、入居者及び連帯保証人が共に死亡、所在不明等により、時効の援用の意思表示が困難なものについては時効の効力が発生しないため、不納欠損処分が行えず、徴収の可能性が極めて低い債権が累積することになる。この状況を解決するためには、債務者（家賃滞納者等）による時効の援用なしに債権を消滅させる必要がある。

本件債権については、平成27年度定期監査においても、「いたずらに債権として管理することなく、所定の手続きによる債権放棄の実行も含めて早期の債権整理対策を取られるよう」指摘したのに対し、「全庁的な課題として判例、先進事例等を十分研究する」旨の是正改善措置の回答を得たところであるが、その後の取り組みが不明瞭なまま現在に至っている。

現状、不納欠損処理として、地方自治法第96条第1項第10号により議会の議決を経て債権を放棄する、又は地方自治法施行令第171条の7による債務の免除を行う方法があるが、例えば、債権の取扱いを規定する条例の制定も含めた客観的かつ合理的な処理方法の検討及び実施に必要な措置を講じられたい。

## (2) 総合体育館使用料・大和総合運動公園使用料

各施設の使用許可申請の手続き等を確認したところ、使用申請日や使用を許可した日より前に施設を使用していたり、申請書に記載の無い設備や備品を使用していたりするなど、申請書の内容に不正確なものが数件認められた。

使用許可申請書は、本市に収入されるべき使用料算定根拠でもあることから、その内容は適切に精査できるよう正確に記載されるべきものである。書類受領時にはよく検収し、不備があれば補正指導されたい。

光市公の施設モニタリング実施要領によれば、指定管理者は所管課への業務の履行報告を行い、所管課はその報告内容が条例、規則、協定等に従って、適切かつ確実に実施されているかモニタリングを行うとともに、必要に応じて改善指示を実施することとなっている。所管課は、今一度、当該実施要領を理解し、適正サービスの継続的・安定的提供の確保に向けた必要十分な状況把握や指導・助言を行われたい。

## 8 最後に

今年度は、使用料収入に係る調定事務（使用許可等の手続き、減免の取扱い、調定の手続き）、収納事務（納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理）、現金取り扱い事務（収入金等の管理）など、一連の事務手続きに着目し、監査を実施した。

今回監査の対象とならなかった所管を含め、改めて使用料の徴収や減免等に係る事務手続きの現状を把握されるとともに、事務処理上のリスクを回避するため、業務プロセスの要所で確実にチェックする方法を組み込むなど、必要に応じて改善を行われ、より一層適切な収入の事務手続きが図られるよう要望するものである。

なお、監査の継続性の観点から、平成23年度定期監査（使用料収入について）で是正、改善を求めた事項について、その後の措置状況を改めて調査した結果、いずれも改善措置が図られていることを確認したので申し添える。